

# 高島市マキノ町地域給食外部搬入特区

都道府県名：

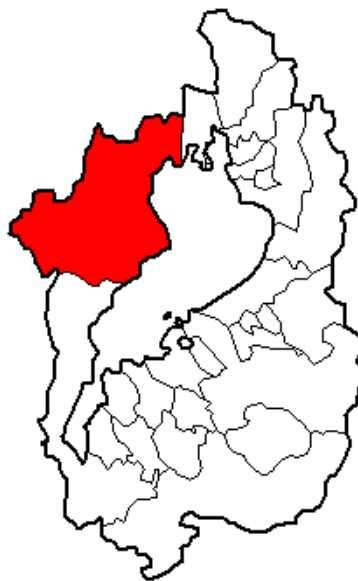
滋賀県

申請主体名：

高島市

区域の範囲：

高島市の区域の一部（旧マキノ町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）



特区の概要：

高島市ではマキノ西保育園の老朽化に伴い、3歳未満児の給食についてマキノ学校給食センターからマキノ西保育園およびマキノ東保育園へ、また3歳未満児のアレルギー給食についても、マキノ東保育園にて一括調理しマキノ西保育園に外部搬入方式を導入することにより給食調理業務の効率化を進め、節減された保育所運営経費を保育サービス・子育て支援施策に充てることができる。給食により共通の食事をとることにより食事のマナーや正しい食習慣などの食育を推進する。

適用される規制の特例措置：

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業



学校給食センター見学の様子



親子クッキングの様子